

令和6年10月7日

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 平下 一三
(公 印 省 略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件 名	内 容	履行場所	履行期間
情-F-004、 KX-012	「在日米軍従業員管理システム」のネットワーク 接続 (06換装)	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自：契約締結日 至：令和11年3月31日

2. 入札方式 一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（GEPS））対象案件）
3. 入札日時 令和6年10月24日（木）10：30
4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E 2棟3階入札室
5. 参加資格 (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
(3) 令和04・05・06年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
(4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
7. 入札保証金及び契約保証金 免 除
8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。
9. 契約書作成の要否 要
10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項
11. そ の 他
- (1) 細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。
- (2) 入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
- (3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
- (4) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」（<https://www.p-portal.go.jp>）を利用した応札及び入札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和6年10月22日（火）までに、下記担当者必着分を有効とする。
- (5) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。
- (6) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 （庁舎A棟10階）※顔写真付の身分証明書を持参すること。
受付時間 9：30～18：15（12：00～13：00までの間を除く）

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス：naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名：「件名：〇〇〇」 入札案内送信依頼

添付ファイル：資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 中島 電話 03-3268-3111 内線 20824

調達要求番号：

調達仕様書			
品名	「在日米軍従業員管理システム」のネットワーク接続 (06 換装)	仕様書番号	
		変更年月日	令和 年 月 日
		作成年月日	令和6年 9月24日
		作成部署	地方協力局労務管理課

1. 総則

1. 1 適用範囲

この仕様書は、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構（以下「機構」という。）が開発・管理している「在日米軍従業員管理システム」（以下「システム」という。）との連携を図り、機構が構築している広域イーサネット網に防衛省側のシステムを加入させるための、ネットワーク接続役務について適用する。

1. 2 引用文書等

1. 2. 1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。なお、引用文書が定める事項がこの仕様書と相違する場合は、法令等を除き、この仕様書を優先する。

(1) 法令等

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）

情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）（防装庁（事）第3号(31.1.9)）

I T利用装備品等及びI T利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）（装管調第807号(3.1.21)）

1. 3 設置、作業場所

本仕様書で調達するネットワーク回線を敷設する場所（以下「事務所等」という。）は、表1のとおりとする。

表 1：事務所等

項番	事務所等	所在地
1	防衛省	東京都新宿区市谷本村町 5-1
2	三沢防衛事務所	青森県三沢市平畑 1-1-31
3	横田防衛事務所	東京都福生市熊川 864
4	横須賀防衛事務所	神奈川県横須賀市新港町 1-8（横須賀地方合同庁舎）
5	座間防衛事務所	神奈川県大和市鶴間 1-13-2
6	富士防衛事務所	静岡県御殿場市萩原 606
7	京都防衛事務所	京都府京都市中京区西ノ京笠殿町 38（京都地方合同庁舎）
8	岩国防衛事務所	山口県岩国市中津町 2-15-7
9	佐世保防衛事務所	長崎県佐世保市木場田町 2-19（佐世保合同庁舎）
10	沖縄防衛局	沖縄県中頭郡嘉手納町 290-9

2. 履行期間

契約締結日から令和 11 年 3 月 31 日までとする。

上記のうち、業務内容ごとの業務期間は、次のとおりとする。

（1）初年度における設置・接続・調整・試験等業務に係る期間

契約締結から令和 6 年 12 月 31 日までとする。

（2）賃貸借に係る期間

令和 7 年 1 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までとする。

3. ネットワークに対する要求

3. 1 概要

ネットワークは、暗号化した仮想ネット（VPN）で構成する広域イーサネット網とし、表 1 に示す事務所等を接続すること。機構支部等（表 2）との接続について、暗号化を施した上で事務所等と機構支部等を相互に接続するとともに、ネットワークの機密性を保持するための措置を講じること。

表 2：機構支部等

項番	支部等	所在地
1	本部	東京都港区虎ノ門 4-3-20 (神谷町MTビル)
2	三沢支部	青森県三沢市平畑 1-1-25
3	横田支部	東京都昭島市田中町 568-1 (昭島昭和第2ビル)
4	横須賀支部	神奈川県横須賀市米が浜通 1-6 (村瀬ビル)
5	座間支部	神奈川県座間市相武台 1-46-1
6	京丹後支部	京都府京丹後市大宮町字周枳 1975 (MICビル)
7	岩国支部	山口県岩国市中津町 2-15-35
8	呉分室	広島県呉市中央 1-6-9 (センタービル呉駅前)
9	佐世保支部	長崎県佐世保市平瀬町 3-1
10	沖縄支部	沖縄県中頭郡嘉手納町字屋良 1058-1

3. 2 速度

事務所等と機構支部等を結ぶネットワーク回線は、システムを円滑に利用するのに十分な速度の回線を使用すること。

4. 開通工事

ネットワーク回線の開通工事は、次のとおりとする。

- (1) 契約の相手方は、表 1 に示す事務所等で事前調査を行ったうえで、定められた場所に通信ケーブル及び回線終端装置を設置すること。
- (2) 契約の相手方は、回線終端装置設置後、接続性を確認する疎通試験を行うこと。

5. ネットワーク回線保守

ネットワーク回線利用に障害が発生した場合の体制は、次のとおりとする。

- (1) 契約の相手方は、一元した保守体制を有するとともに、事務所等からの連絡方法及び業者間の速やかな通報体制を定めておくこと。
- (2) 契約の相手方は、24時間365日受付とオンサイト保守（訪問保守）が行える体制を保持すること。

6. 検査・検収

官側職員立会いのもと、事務所等で回線終端装置の設置及び接続性の検査を行い、検収とする。

7. 防衛省側の支援

契約の相手方が、作業の実施にあたって防衛省の支援が必要な場合は、官側と調整の上、支援が受けられるものとする。

- ・事務所等における搬入機材等の保管
- ・事務所等における電力、スペース等の使用
- ・事務所等における施設の利用
- ・事務所等における間の保有する関連機材と使用
- ・機能確認に関する事前調査及び現地確認時の支援
- ・その他、官側が認めた必要な事項

8. その他

8. 1 作業の保全

(1) 契約の相手方は、資料等の取扱いを十分注意して行うとともに、作業で知り得た知識を他に漏らしてはならない。データの漏洩防止及び紛失に細心の注意を払うものとし、万一、データの漏洩等が起こった場合は、速やかに官側に通報すること。

(2) 本役務の実施に当たり、契約の相手方（下請負者、再委託先等を含む。）は、在日米軍従業員管理システムについて、情報の漏えい若しくは破壊又は障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。）が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更を行わず、かつ、そのために必要な相応の管理を行うものとする。

8. 2 仕様書の疑義に対する措置

この仕様書の内容に疑義が生じた場合は、その都度官側と協議するものとする。